

## 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（電子帳簿保存法）の改正と事業者支援について

- ❏ 電子帳簿保存法とは  
国税に関する帳簿や書類（国税関連帳簿書類）を電磁的記録（電子データ）等により、保存する時の方法について定めた法律。
- ❏ 改正の目的  
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため。
- ❏ 対象者 税務申告をする個人・法人ほぼ全ての事業者
- ❏ 改正法の施行日 2022年1月1日

### <改正の概要>

## 電子帳簿保存法4つの改正ポイント

### 1 承認制度の廃止

3ヵ月前の事前申請が廃止となり、電子帳簿保存法に対応した機能を備えている会計システムやスキャナ等が準備でき次第、速やかに電子保存が可能。

### 2 タイムスタンプ要件の緩和

スキャニング時の受領者の署名が不要に、タイムスタンプの付与期間が3日→約2ヶ月以内不正防止の策として電子データの修正・削除をしたことをログに残せるシステムであれば、タイムスタンプ付与が不要。

### 3 検索要件の緩和

検索要件が「取引年月日・取引金額・取引先」のみに、国税庁などの要求によって電子データのダウンロードに応じることとする場合は、範囲指定や項目を組み合わせて設定する機能の確保が不要。

### 4 電子取引の電子データ保存義務化

電子取引データについては書面で保存することが容認されていましたが、令和4年1月1日以降行う電子取引データから書面に出だし保存することが廃止され電子保存が義務化。

- ・ 令和5年12月31日まで2年間の猶予期間
- ・ 罰則規定なし

## 電子帳簿保存法の電子保存の対象となる帳簿・書類

電子帳簿保存法は大きく3つに分類できます。



### 1. 自社で作成する 国税関係帳簿書類

システムで一貫して作成・保存



### 2. 取引先から 紙で受け取る書類

スキャナで電子化して保存



### 3. 自社および取引先で 電子的に授受する書類

電子取引として電子保存  
(令和4年1月1日より義務化)

## 事業者が取り組まなければならないポイント

- ・ 「オンライン取引」の証憑類→「デジタルデータのまま」保存を義務化（「オンライン取引」には、Amazonでの買い物、オンラインバンキングの振込、クラウドサービスの契約等も含まれる。）
- ・ メール等「オンラインでもらった領収書」→「印刷して紙で保存」NG
- ・ 「紙でもらった領収書」→「紙のまま保存」OK
- ・ 「紙でもらった領収書」→スキャンして「デジタルで保存」してもOK（ただし、クラウドドライブでの保存・管理、または、タイムスタンプの付与が必要）

## 本市の事業者支援

### ○ 郡山商工会議所、各商工会等の商工団体と連携した支援

オンライン活用等支援事業 150万円

- ・ 商工団体等が実施するインボイス制度導入、電子帳簿保存法改正に関するセミナー・個別相談会への補助
  - 対象者：市内の商工団体等
  - 補助率：1/2
  - 上限額：30万円

### ○ 事業者のDX推進の支援

DX推進補助金 1,800万円

- ・ デジタル技術を活用した取り組みに要した経費を補助  
電子帳簿保存法改正、消費税インボイス制度への対応等を支援

区分	補助率	補助上限額
産業DX推進支援体制構築事業等を活用し積極的にDXに取り組む事業者	2/3	40万円
上記以外の事業者	1/2	20万円